

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第27号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章（略） 第4章 評価書（第33条－ <u>第37条の2</u> ） 第5章～第9章（略） 附則 （方法書の送付） 第3条 条例第6条の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付は、別記第1号様式により行うものとする。 2 <u>方法書等</u> の送付部数は、知事にあつては50部、市町村長にあつては5部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。 （方法書の縦覧） 第5条 条例第7条の規定により <u>方法書等</u> を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して2以上の場所を定めるものとする。 (1)～(4)（略） （方法書について公告する事項） 第6条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)（略） (5) <u>方法書等</u> の縦覧の場所、期間及び時間 (6)・(7)（略） （方法書の公表） 第6条の2 <u>条例第7条の規定による方法書の公表</u>	目次 第1章～第3章（略） 第4章 評価書（第33条－ <u>第37条</u> ） 第5章～第9章（略） 附則 （方法書の送付） 第3条 条例第6条の規定による方法書の送付は、別記第1号様式により行うものとする。 2 <u>方法書</u> の送付部数は、知事にあつては50部、市町村長にあつては5部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。 （方法書の縦覧） 第5条 条例第7条の規定により <u>方法書</u> を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して2以上の場所を定めるものとする。 (1)～(4)（略） （方法書について公告する事項） 第6条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)（略） (5) <u>方法書</u> の縦覧の場所、期間及び時間 (6)・(7)（略）

は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力による当該市町村のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催)

第6条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告等)

第6条の4 第4条第1項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

3 条例第7条の2第2項の規定による通知は、別記第2号様式の2により行うものとする。

(方法書説明会の状況を記載した書類の送付)

第6条の5 条例第7条の2第3項の規定による方法書説明会の状況を記載した書類の送付は、別記第2号様式の3により行うものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第6条の6 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書等の送付)

第10条 条例第14条の規定による準備書及び要約書（以下「準備書等」という。）の送付は、別記第4

(準備書等の送付)

第10条 条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付は、別記第4号様式により行うものとする。

号様式により行うものとする。

- 2 第3条第2項の規定は、条例第14条の規定による準備書等の送付について準用する。

(準備書について公告する事項)

第13条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
(5) 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
(6)・(7) (略)

(準備書の公表)

第13条の2 第6条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。

(準備書説明会の開催)

第14条 条例第16条第1項の規定による準備書説明会は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、準備書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(準備書説明会の開催の公告等)

第15条 第4条第1項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

- 2 第6条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第6条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

- 3 条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(準備書説明会の状況を記載した書類の送付)

第16条 第6条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による準備書説明会の状況を記載した書類の送付について準用する。この場合において、第6条の5中「別記第2号様式の3」とあるのは、「別記第6号

- 2 第3条第2項の規定は、条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付について準用する。

(準備書について公告する事項)

第13条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
(5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
(6)・(7) (略)

(説明会の開催)

第14条 条例第16条第1項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の公告等)

第15条 第4条第1項の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(2) 対象事業の名称、種類及び規模
(3) 対象事業が実施されるべき区域
(4) 関係地域の範囲
(5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

- 3 条例第16条第2項の規定による通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(説明会の状況を記載した書類の送付)

第16条 条例第16条第3項の規定による説明会の状況を記載した書類の送付は、別記第6号様式により行うものとする。

様式」と読み替えるものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第17条 第6条の6の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。

第18条 削除

(評価書等の送付)

第34条 条例第22条の規定による評価書及び要約書(以下「評価書等」という。)の送付は、別記第9号様式により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、条例第22条の規定による評価書等の送付について準用する。

(評価書について公告する事項)

第37条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表)

第37条の2 第6条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え等)

第47条 条例第32条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替え	読み替えら	読み替え
の規定	れる字句	る字句

(事業者の責めに帰することができない事由)

第17条 条例第16条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知等)

第18条 条例第16条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第4条第1項の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

3 条例第16条第5項の規定による報告は、別記第7号様式により行うものとする。

(評価書等の送付)

第34条 条例第22条の規定による評価書及び要約書の送付は、別記第9号様式により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、条例第22条の規定による評価書及び要約書の送付について準用する。

(評価書について公告する事項)

第37条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え等)

第47条 条例第32条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替え	読み替えら	読み替え
の規定	れる字句	る字句

(略)	
第7条、第7条の2第1項から第4項まで、第8条第1項、第9条及び第10条第1項	(略)
(略)	
第15条、第16条、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第3項並びに第21条第1項	(略)
(略)	

2 条例第32条第2項に規定する場合においては、第3条から第42条まで（第39条第3号及び第40条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6条第7号	(略)	(略)
第6条の2	条例第7条	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第6条の2第1号	事業者	都市計画決定権者
第6条の3	条例第7条の2第1項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第6条の4第1項及び第2項	条例第7条の2第2項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第6条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第6条の4第2項第2号から第4	対象事業	都市計画対象事業

(略)	
第7条、第8条第1項、第9条及び第10条第1項	(略)
(略)	
第15条、第16条第1項から第5項まで、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第3項並びに第21条第1項	(略)
(略)	

2 条例第32条第2項に規定する場合においては、第3条から第42条まで（第39条第3号及び第40条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6条第7号及び第7条第1項	(略)	(略)

号まで		
第6条の4 第3項	条例第7条の 2第2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第7条の2第2項
第6条の5	条例第7条の 2第3項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第7条の2第3項
第6条の6	条例第7条の 2第4項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第7条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第7条第1 項	条例第8条第 1項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第8条第1項
(略)		
第13条第7 号	(略)	(略)
第13条の2	条例第15条	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第15条
(略)		
第15条	条例第16条第 2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第16条	条例第16条第 <u>2項</u>	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第17条	条例第16条第	第47条第1項の規

(略)		
第13条第7 号	(略)	(略)
(略)		
第15条第1 項及び第2 項	条例第16条第 2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第15条第2 項第1号	事業者の氏名 及び住所(法 人にあつては その名称、代 表者の氏名及 び主たる事務 所の所在地)	都市計画決定権者 の名称
第15条第2 項第2号及 び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第15条第3 項	条例第16条第 2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第16条	条例第16条第 <u>3項</u>	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第3項
第17条	条例第16条第	第47条第1項の

	2項	定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	(略)	(略)
(略)		
第37条第2号及び第3号	(略)	(略)
第37条の2	条例第23条	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条
(略)		

(法対象事業に係る公聴会を実施する場合の読替え)

第50条 第21条から第31条までの規定は、条例第34条第2項において準用する条例第19条の規定による公聴会の開催について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第21条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第19条第1項
	(略)	
第22条第1項及び第2項	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第19条第2項
(略)		

(法対象事業に係る事後調査を実施する場合の読替え)

第51条 第7章の規定は、条例第34条第2項において準用する条例第9章の規定による事後調査の実施等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第30条第1項
第44条	(略)	条例第34条第2項において

	4項	規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
	(略)	(略)
第18条第1項	条例第16条第4項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
第18条第3項	条例第16条第5項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第5項
(略)		
第37条第2号及び第3号	(略)	(略)
(略)		

(法対象事業に係る公聴会を実施する場合の読替え)

第50条 第21条から第31条までの規定は、条例第34条において準用する条例第19条の規定による公聴会の開催について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第21条	(略)	条例第34条において準用する条例第19条第1項
	(略)	
第22条第1項及び第2項	(略)	条例第34条において準用する条例第19条第2項
(略)		

(法対象事業に係る事後調査を実施する場合の読替え)

第51条 第7章の規定は、条例第34条において準用する条例第9章の規定による事後調査の実施等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条	(略)	条例第34条において準用する条例第30条第1項
第44条	(略)	条例第34条において準用す

第1項		準用する条例第31条第3項
	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第44条第2項	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第2項の調査報告書
	(略)	
第45条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第4項
	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第46条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第6項

別表第1 (第2条関係)

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
(略)			
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	(1) <u>空港法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条</u> に規定する空港その他の飛行場 (以下「飛行場」という。)及びその施設の設置の事業 (略)	(略)	
(略)			

別記

第1号様式 (第3条関係)

環境影響評価方法書等送付書

(略)

新潟県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書及び要約書を送付します。

(略)

第2号様式の2 (第6条の4関係)

方法書説明会開催計画通知書

年 月 日

新潟県知事 様

第1項		る条例第31条第3項
	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第44条第2項	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第2項の調査報告書
	(略)	
第45条	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第4項
	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第46条	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第6項

別表第1 (第2条関係)

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
(略)			
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	(1) <u>空港整備法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条第1項</u> に規定する空港その他の飛行場 (以下「飛行場」という。)及びその施設の設置の事業 (略)	(略)	
(略)			

別記

第1号様式 (第3条関係)

環境影響評価方法書送付書

(略)

新潟県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

(略)

市町村長 様
 事業者 住所
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、
 主たる事務所の所
 在地及び名称並び
 に代表者の氏名)

新潟県環境影響評価条例第7条の2第2項の規定により、環境影響評価方法書に関する説明会の開催計画について通知します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
公告年月日	年 月 日		
公告の方法			
方法書 説明会 開催計画	開催予定日時		
	開催予定場所(名称及び所在地)		
	定員		
説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

備考

- 1 氏名又は代表者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第2号様式の3 (第6条の5関係)

方法書説明会開催結果送付書

年 月 日

新潟県知事 様
 市町村長 様
 事業者 住所
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、
 主たる事務所の所
 在地及び名称並び
 に代表者の氏名)

新潟県環境影響評価条例第7条の2第3項の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書に関する説明会の開催結果について送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
開催を周知した地域			
方法書説明会の開催以外に講じた措置の内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

備考

- 1 氏名又は代表者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 開催日時、開催場所の名称及び所在地、参加人数、方法書説明会の経過並びにその概要を記載した書類
- 2 方法書説明会で資料を配布した場合にあっては、その資料

第5号様式（第15条関係）

準備書説明会開催計画通知書

(略)

(略)	
準備書説明会開催計画	(略)
準備書説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容	
(略)	

(略)

第6号様式（第16条関係）

準備書説明会開催結果送付書

第5号様式（第15条関係）

説明会開催計画通知書

(略)

(略)	
説明会開催計画	(略)
説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容	
(略)	

(略)

第6号様式（第16条関係）

説明会開催結果送付書

<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">準備書説明会の開催以外に講じた措置の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時、開催場所の名称及び所在地、参加人数、<u>準備書説明会</u>の経過並びにその概要を記載した書類 2 <u>準備書説明会</u>で資料を配布した場合には、その資料 <p>第7号様式 削除</p>	(略)		準備書説明会の開催以外に講じた措置の内容		(略)		<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">説明会の開催以外に講じた措置の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時、開催場所の名称及び所在地、参加人数、<u>説明会</u>の経過並びにその概要を記載した書類 2 <u>説明会</u>で資料を配布した場合には、その資料 <p>第7号様式 (第18条関係) 説明会の代替措置に関する報告書 (略)</p>	(略)		説明会の開催以外に講じた措置の内容		(略)	
(略)													
準備書説明会の開催以外に講じた措置の内容													
(略)													
(略)													
説明会の開催以外に講じた措置の内容													
(略)													

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の項第1号の改正は、公布の日から施行する。